

米

受理番号第16号
受理日 20.10.20

国自環第124号の3
平成20年10月9日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長



「圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について（平成15年10月28日付国自環第149号）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長等に通知したので、貴傘下関係会員に対し、周知方お願い致します。

別紙

国自環第124号
平成20年10月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
環境課長

「圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について（平成15年10月28日付国自環第149号）」の一部改正について

標記について、水素を燃料とする自動車についても同様に取り扱うこととし、別添のとおり改正したので了知されたい。

○「圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成15年10月28日国自環第149号

最終改正：平成20年10月9日国自環第124号

改 正	現 行
<p>ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について</p> <p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）により、ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に対し、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質について細目告示に定める基準値への適合性を判断しているところであるが、下記に掲げる燃料においては、粒子状物質の排出に影響する成分がほとんど含まれていないことから、これらを燃料とする自動車は、粒子状物質の排出がないものとして取り扱っても差し支えないこととしたので了知されたい。</p>	<p>圧縮天然ガスを燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について</p> <p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）の一部改正により、ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に対し、新たにモード規制等が適用となることから、圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「CNG車」という。）についても細目告示に定める基準値への適合性を判断することとなる。</p> <p>このうち、粒子状物質の排出量については、燃料である圧縮天然ガスに粒子状物質の排出に影響する成分がほとんど含まれていないことから排出がないものとして取り扱っても差し支えないこととしたので了知されたい。</p>
<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 圧縮天然ガス、液化天然ガス 2. 圧縮水素ガス、液化水素ガス 	